

正誤表	うかる！司法書士 必出3300選／全11科目 [2] 不動産登記法編 第3版
-----	--

本書において、下記の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当ページ	該当箇所	誤	正	備考	訂正反映
15 〔法改正〕	1 登記手続の表組み 表側の文言	共同相続登記	共同相続登記(法定相続分)	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
15 〔法改正〕	1 登記手続の表組み「共同相続手続きあり」	遺産分割を登記原因とする 持分移転 登記	遺産分割を登記原因とする 更正 登記	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
15 〔法改正〕	1 登記手続の表組み下 注釈7	【遺産分割による 持分移転 の登記】	【遺産分割による 更正 登記】	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
15 〔法改正〕	1 登記手続の表組み下 注釈7の囲み	登記の目的 B持分全部移転 原因 ○年○月○日遺産分割 権利者 ※ 持分2分の1 C 義務者 B	登記の目的 ○番所有権更正 原因 ○年○月○日遺産分割 更正後の事項 所有者 C 権利者 (申請人) ※ C 義務者 B	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
15 〔法改正〕	1 登記手続の表組み下 注釈8の文言	遺産分割によって持分を取得した相続人を登記権利者、持分を失った相続人を登記義務者とする共同申請によりする(昭28.8.10民甲1392回)。	この更正登記は、登記権利者(遺産分割によって持分を取得した相続人)が単独で申請することができる(令5.3.28民二538通)。	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
17 〔法改正〕	6 相続放棄がある場合の表組み ①の1行目	相続人をABとする共同相続登記がされた後に、...	相続人をABとする 法定相続分による共同相続登記 がされた後に、...	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
17 〔法改正〕	6 相続放棄がある場合の表組み ①の2行目	→「更正登記」を申請する	→「 年月日相続放棄 」を登録原因とする「更正登記」を申請する(Bの単独申請可)	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
17 〔法改正〕	「1 胎児名義の相続登記の可否」の3行目	「 亡○妻○胎児 」	「 ○(母の氏名)胎児 」	令和5年3月28日民二538号通達(令和5年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
45	1 登記の実行の表組み下 注釈4の2行～3行	令別表26添へ)	令別表26添ト)		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
133	1 登記事項の表組み ①「備考」	要役地の所在、地番、 地目、地積 を表示する	要役地の所在、地番を表示する		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
137	1 申請書のポイントの囲み下 注釈12の1行目	抵当権 の同意によって...	抵当権者 の同意によって...		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
176	問11 問題文の2行目	根抵当権の設定者がA株式会社、	根抵当権の設定者がA株式会社(取締役会設置会社)、		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
178	問14 問題文の2行目	③民法958条の 3 による特別縁故者	③民法958条の 2 による特別縁故者		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
182	問03 問題文の1～2行目	乙土地の所有権の 登記名義 であるAが死亡し、	乙土地の所有権の 登記名義人 であるAが死亡し、		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
191	b 再使用証明に関する事例の囲み ③の文末	(会計30)	(国税通則法74 I)		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
198	登記記録③	共有者 持分2分の1 A 2分の1 B	共有者 持分2分の1 A 2分の2 B	抹消記号を、持分のみに修正	・2刷修正済み ・電子書籍未対応